

令和5年度

第2回 日田市地域公共交通確保維持協議会

日 時 令和5年6月28日（水）10時～

場 所 日田市役所4階庁議室

# 次 第

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 議案

【1】令和4年度決算監査報告、令和5年度予算（案）について

【2】令和6年度（R5.10.1～R6.9.30）フィーダー補助金の計画（案）について

【3】市内循環バスひたはしり号Aコースにおける利用者積み残しの対応について

【4】大山地区乗合デマンドタクシーの実証実験について

## 4. その他

【1】「大分県版図柄ナンバー」普及のお願い

九州運輸局大分運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）

本田 勝司 氏

## 5. 閉会

<議案>

【1】令和4年度 決算・監査報告及び令和5年度 事業・予算（案）について

(1) 令和4年度 決算・監査報告

令和4年度は、協議会を6回開催し(対面5回、書面1回)、日田市地域公共交通計画の策定、市内循環バスひたはしり号の再編・運賃100円実証実験終了、協議会規約の改正(日田市地域公共交通会議と協議会の一本化)等について審議を行った。

<令和4年度 協議会開催内容>

回	開催日	内容
1	R4. 6. 29	○令和3年度決算・監査報告、令和4年度事業・予算について ○令和5年度(R4. 10~R5. 9)日田市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について
2	R4. 11. 2	○コミュニティバス市内循環バスひたはしり号の再編について ○コミュニティバス市内循環バスひたはしり号の運賃100円実証実験終了について
3	R4. 12. 19	○令和5年度(R4. 10~R5. 9)日田市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ○日田市地域公共交通計画(R5~R9)の素案について
4	R5. 1 (書面)	○令和4年度(R3. 10~R4. 9)地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
5	R5. 1. 27	○日田市地域公共交通確保維持協議会規約の改正について ○日田市地域公共交通計画(R5~R9)の素案について
6	R5. 3. 22	○日田市地域公共交通計画(R5~R9)の策定について

<令和4年度 協議会収支決算>

令和4年度日田市地域公共交通確保維持協議会収支決算書

<歳入>

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	不用額	備考
1	負担金		9,057,600	9,057,600	0	
	1	負担金	9,057,600	9,057,600	0	
		1 負担金	9,057,600	9,057,600	0	日田市負担金(会議費141,000円+事業費8,916,600円)
2	補助金		2,369,400	2,369,400	0	
	1	補助金	2,369,400	2,369,400	0	
		1 補助金	2,369,400	2,369,400	0	国補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査事業)
3	繰越金		0	0	0	
	1	繰越金	0	0	0	
		1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入		0	46	-46	
	1	諸収入	0	46	-46	
		1 雑入	0	46	-46	利子(7円+39円)
	合	計	11,427,000	11,427,046	-46	

<歳出>

款	項	目	予算額	決算額	不用額	備考
1	運営費		141,000	79,892	61,108	
	1	会議費	130,000	73,072	56,928	
		1 会議費	130,000	73,072	56,928	
			100,000	55,000	45,000	委員謝礼 ・第3回協議会(5,000円×6名) ・第5回協議会(5,000円×5名)
			30,000	18,072	11,928	委員旅費 ・第3回協議会(1,326円×1名)+(5,140円×1名) ・第5回協議会(1,326円×1名)+(5,140円×2名)
	2	事務費	11,000	6,820	4,180	
		1 事務費	11,000	6,820	4,180	委員謝礼及び旅費振込手数料 ・第3回協議会(550円×6名) ・第5回協議会(550円×5名) 計画策定業務委託料振込手数料(770円)
2	事業費		11,286,000	11,286,000	0	
	1	事業費	11,286,000	11,286,000	0	
		1 事業費	11,286,000	11,286,000	0	日田市地域公共交通計画(R5~R9)策定業務委託料
3	予備費		0	0	0	
	1	予備費	0	0	0	
		1 予備費	0	0	0	
	合	計	11,427,000	11,365,892	61,108	

【令和4年度収支決算】

歳入 歳出 差引  
 ¥11,427,046 - ¥11,365,892 = ¥61,154(全額日田市へ返還するもの)

# 監査報告書

令和4年度日田市地域公共交通確保維持協議会の決算について、日田市地域公共交通確保維持協議会規約第12条第2項に基づき、関係帳簿等により監査を行ったところ、適正であり、決算書のとおり相違ありません。

令和5年5月25日

日田市地域公共交通確保維持協議会  
会長（日田市長） 原 田 啓 介 様

日田市地域公共交通確保維持協議会  
監査委員（日田バス株式会社 代表取締役社長） 本田 哲



日田市地域公共交通確保維持協議会  
監査委員（日田市自治会連合会 副会長） 橋本 成人



## (2) 令和5年度 事業・予算(案)

(資料 P.2~9)

令和5年度は、「日田市地域公共交通計画(R5~R9)」の開始年度であり、本計画に基づき、まずは以下の内容について重点的に取組を進めていく。

### 令和5年度 事業予定内容

#### 1. 効率的・効果的な交通網の充実

○大山地区における乗合デマンドタクシーの運行実証実験(R5.8月~)

#### 2. 高齢者のお出かけ機会の創出

○公民館事業やイベント開催時に併せ、免許を返納した高齢者等を対象に「公共交通を利用してみよう!」を実施、実際にバス等による移動を体験してもらい、公共交通の利用を促進する。

#### 3. 観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成

○市内の交通拠点と観光施設、宿泊施設等を連絡する路線について、特に観光ニーズの多い地域を想定したルート設定を検討する。

・「進撃の巨人」関連施設のある大山、奥日田方面への路線バスルートの再構築の検討など

#### 4. 交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営

○医療機関や商業施設等と協力して、公共交通利用者を増やすための取組を行う。

・公共交通時刻表チラシの留め置きや民間施設の敷地を活用した待合スペースの確保など

#### 5. 公共交通の利用促進に向けた啓発活動

○市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるため、JR日田駅前広場等公共スペースを活用した賑わいづくりを行い、公共交通の愛着度向上を図る。

・9月に日田バスと共催でバスの日イベントを実施

令和5年度日田市地域公共交通確保維持協議会収支予算書

<歳入>

款	項	目	予算額	摘要
1	負担金		91,000	
	1	負担金	91,000	
		1 負担金	91,000	日田市負担金
2	補助金		0	
	1	補助金	0	
		1 補助金	0	
3	繰越金		0	
	1	繰越金	0	
		1 繰越金	0	
4	諸収入		0	
	1	諸収入	0	
		1 雑入	0	
合 計			91,000	

<歳出>

款	項	目	予算額	摘要
1	運営費		91,000	
	1	会議費	83,000	
		1 会議費	83,000	協議会会議3回
			65,000	委員謝礼
			18,000	委員旅費
	2	事務費	8,000	
		1 事務費	8,000	振込手数料(委員謝礼及び委員旅費振込分)
2	事業費		0	
	1	事業費	0	
		1 事業費	0	
3	予備費		0	
	1	予備費	0	
		1 予備費	0	
合 計			91,000	

$$\begin{array}{rcl} \text{歳入} & - & \text{歳出} & = & 0 \\ 91,000 & & 91,000 & & \end{array}$$

## 【2】令和6年度（R5.10.1～R6.9.30）フィーダー補助金の計画（案）について （資料 P.10～11）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助金）は、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つで、幹線系統を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費を補助するもの。

補助対象事業者は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定する協議会で、日田市においては、当協議会（日田市地域公共交通確保維持協議会）が対象。

補助金の申請には、運行期間開始前に、補助申請しようとする系統の概要や目標等を記した計画を国に認定を受ける必要があるため、今回その計画の申請内容について審議をお願いするもの。

### 日田市における補助対象路線

- ・市内循環バスひたはしり号 A・B・C コース
- ・日田バス 五馬線

※令和5年度から計画対象路線に変更はありません。

※フィーダー補助金の計画（日田市地域公共交通計画別紙、表1、表5）は、次ページ P.6 ～ 13 参照。

※国が定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」では、令和3年4月5日付けの改正において、地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合、生活交通確保維持改善計画に向こう3カ年の取組について具体的に記載することから、地域公共交通計画に計画期間内の取組について具体的に記載することへと変更がなされた。日田市では、令和5年3月に「日田市地域公共交通計画」を策定したため、令和6年度計画から、地域公共交通計画の別紙として、地域公共交通確保維持事業に係る計画を提出するもの。

#### ●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（地域公共交通計画）

第17条 略

2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
- 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

## (名称) 日田市地域公共交通確保維持協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田市では、JR九州の日田駅及び日田バスの日田バスターミナルが市外及び市内周辺部からの公共交通機関利用者の受入れ施設となっているが、市内中心部及び近郊の病院や商業施設に向かう公共交通機関が機能しておらず、タクシー又は徒歩で目的地へ行く市民が多かった。さらに市街地や近郊の住民も高齢化のために、徒歩や自転車での外出が困難となり、自動車の運転も危険が伴うとされてきた。

そのため、市内の病院や商業施設への移動を目的とする高齢者が利用しやすいバスが必要であり、今後その需要は年を追うごとに高まることが明らかであることから、小型の低床バスにより、市内の主要施設に行くことができる「市内循環バス」を運行している。

加えて、市内循環バスの運行区域外を運行し、市内中心部と山間部を結ぶ「五馬線」についても、地域住民にとって必要不可欠な路線として運行している。

このため、引き続き、地域公共交通確保維持事業により、「市内循環バス」及び「五馬線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

令和5年度における日田市のフィーダー系統路線

- (1) 市内循環バスAコース（右回り・左回り）日田～玉川町～日隈～石井～日田  
（右・左ともに13.0km）
- (2) 市内循環バスBコース（右回り・左回り）日田～田島町～若宮～隈町旅館街～高瀬～日田  
（右・左ともに13.0km）
- (3) 市内循環バスCコース（右回り・左回り）日田～豆田町～日田（右・左ともに15.5km）
- (4) 日田バス五馬線 日田～小迫～五馬入口 26.1km

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 色付き網掛け部分が地域内フィーダー系統路線

	基準値 現況値 (R4)	目標値				
		R5	R6	R7	R8	R9 最終目標
ひたはしり号の年間利用者数	71,783	73,226	74,670	76,113	77,557	79,000
A コース	18,976	19,358	19,739	20,121	20,502	20,884
B コース	23,464	23,936	24,408	24,879	25,351	25,823
C コース	29,343	29,933	30,523	31,113	31,703	32,293
路線バスの年間利用者数	59,876	60,901	61,926	62,950	63,975	65,000
五馬線	4,323	4,397	4,471	4,545	4,619	4,693
(以下参考)	—	—	—	—	—	—
杖立線(日田～杖立)	8,956	9,109	9,262	9,416	9,569	9,722
杖立線(日田～大山振興局)	302	307	312	318	323	328
小鹿田線(日田～皿山)	5,320	5,411	5,502	5,593	5,684	5,775
小鹿田線(下藤山～皿山)	2,161	2,198	2,235	2,272	2,309	2,346
天瀬森町線	2,427	2,469	2,510	2,552	2,593	2,635
高塚森町線	10,207	10,382	10,557	10,731	10,906	11,081
高塚線(※1/1～3のみ)	39	40	40	41	41	42
神杉野線(杷木発)	3,734	3,798	3,862	3,926	3,990	4,054
神杉野線(浮羽発)	390	397	403	410	416	423
中日線	22,017	22,394	22,771	23,147	23,524	23,901

#### 【目標値算出根拠】

日田市地域公共交通計画において、下記の目標値を設定している。

- ・市内循環バスひたはしり号の年間利用者数(人/年以上) 79,000人/年以上(R9)
- ・路線バスの年間利用者数(人/年以上) 65,000人/年以上(R9)

この目標値は、人口減少や新しい生活様式の普及等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ利用者数の現況値(R4)から、1割増しを目指すこととして設定した。

令和9年度の目標値を現況値の約10%増しと設定し、計画期間をR5～R9の5年間としているため、各年度では、毎年約2%ずつの上昇が必要となる。

そのため、地域内フィーダー系統路線における各年度の目標値は上表のとおりである。

- 令和5年度目標値 R4年度比の約102%
- 令和6年度目標値 R4年度比の約104%
- 令和7年度目標値 R4年度比の約106%
- 令和8年度目標値 R4年度比の約108%
- 令和9年度目標値 R4年度比の約110%

(日田市地域公共交通計画 P.60,61 参照)

## (2) 事業の効果

### ・市内循環バス

低床バスを使い市内循環バスを運行することにより、市内中心部及び近郊の高齢者を中心とした交通弱者の交通手段を確保することができるとともに、周辺部住民の市街地への利用に対し、安価な交通手段を提供することができる。

さらに、病院、商業施設のほか老人福祉センター及びパトリア日田などの公共的な交流施設を結ぶことにより高齢者の外出機会の増加につながる。

### ・五馬線

市内中心部と山間部を結ぶ、地域住民にとって必要不可欠な路線であり、国の補助を受けることで、高齢者を中心とした交通弱者の交通手段を確保することができる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

### ① 効率的・効果的な交通網の充実（日田市、日田バス(株)）

・市街地を運行するバスは、市街地の潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討し、また、住居や公共施設等が集積したエリアなどに運行を限定するなど、効率的・効果的な移動環境を構築する。

### ② わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供（日田市、日田バス(株)）

・各公共交通機関の乗り継ぎ等をわかりやすくすることで利用促進を図るため、公共交通の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」の作成を検討する。  
・SNSの活用により、幅広い層に対し、効率的かつ効果的な情報発信を行うことを検討する。

### ③ 交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営（日田市、日田バス(株)、市民、関係団体等）

・利用促進啓発チラシの配布や市の広報等を活用し、鉄道やバス等の地域公共交通の各種情報などを広く周知する。  
・医療機関や商業施設等と協力し合って、公共交通利用者を増やすための取組を行う。

### ④ 公共交通の利用促進に向けた啓発活動（日田市、日田バス(株)、市民）

・市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行う。  
・車庫に待機している車両（空き車両等）を活用して、車両に乗るだけでも楽しい仕掛け・工夫を講じて、公共交通の新しい価値を官民連携して創造する。

（日田市地域公共交通計画 P.64～69 参照）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

### ① 予定している時刻・運行予定期間

対象路線の時刻表・運行日数等は別添参照。

### ② 運行事業者の決定の経緯

日田バス株式会社は、高速バスをはじめ、日田市の周辺部を走る路線バスの運行等も行っており、事業の安全かつ円滑な実施の面から、事業主体に適しているため。

### ③ 地域内フィーダーシステムの補足

高速バスや日田市の周辺部を走る路線バス、各バス停までを結ぶ乗合タクシーとの接続にも考慮し、利便性の高い交通体系の構築に努める。

### ④ システム図、時刻表など

別添参照。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

### ・「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)について

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)について、その運行に係る費用のうち、日田市から日田バス株式会社への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### ・「表1」の運行系統・申請番号(7)について

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「表1」の運行系統・申請番号(7)について、その運行に係る費用のうち、日田市から日田バス株式会社への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 令和4年度実績（参考）

費用の総額 41,812,767 円

国庫補助額 11,118,000 円

市負担額 30,694,767 円

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数については日田バス(株)が所有するデータにより数値を把握し、公共交通関係者や学識経験者、住民代表により構成される日田市地域公共交通確保維持協議会において評価を実施。

### 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- |                               |                         |
|-------------------------------|-------------------------|
| ・ <u>令和2年7月27日（令和2年度第1回）</u>  | 令和3年度計画認定申請について書面協議・承認  |
| ・ <u>令和3年1月18日（令和2年度第2回）</u>  | 令和2年度事業評価について書面協議・承認    |
| ・ <u>令和3年6月24日（令和3年度第1回）</u>  | 令和3年度計画変更届について書面協議・承認   |
| ・ <u>令和4年1月12日（令和3年度第2回）</u>  | 令和4年度計画認定申請について書面協議・承認  |
| ・ <u>令和4年6月29日（令和4年度第1回）</u>  | 令和3年度事業評価について書面協議・承認    |
| ・ <u>令和4年11月2日（令和4年度第2回）</u>  | 令和5年度計画認定申請について協議・承認    |
| ・ <u>令和4年12月19日（令和4年度第3回）</u> | 日田市地域公共交通計画の策定進捗状況を報告   |
| ・ <u>令和5年1月27日（令和4年度第4回）</u>  | 令和5年度計画変更届について協議・承認     |
| ・ <u>令和5年3月22日（令和4年度第5回）</u>  | 日田市地域公共交通計画の素案について協議・承認 |
| ・ <u>令和5年4月14日（令和5年度第1回）</u>  | 日田市地域公共交通計画の策定について協議・承認 |
| ・ <u>令和5年6月28日（令和5年度第2回）</u>  | 令和5年度計画変更届について書面協議・承認   |
|                               | 令和6年度計画認定申請について協議・承認    |

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 市のホームページにて本計画に関する意見を募集した。
- ・ 公共交通の利用者（特に高頻度利用者）を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となって移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それらを交通事業者と行政がサポートする体制を作る。（日田市地域公共交通計画 P69 参照）
- ・ 本計画の成果指標に市民アンケートにより把握する数値を設定している。
- ・ 協議会には住民代表の委員が2名入っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）大分県日田市田島2丁目6番1号

（所 属）日田市企画振興部まちづくり推進課

（氏 名）進 和宏

（電 話）0973-22-8356

（e-mail）susumu.kazuhiro10@city.hita.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
日田市	日田バス(株)	(1) 市内循環バスAコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日 隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(2) 市内循環バスAコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日 隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(3) 市内循環バスBコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若 宮・隈町旅 館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(4) 市内循環バスBコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若 宮・隈町旅 館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(5) 市内循環バスCコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝 日町・清岸 寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km .km	366日	1,464.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(6) 市内循環バスCコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝 日町・清岸 寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km .km	366日	1,830.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(7) 五馬線	日田バスターミナル	小迫	五馬入口	往 26.1km 復 26.1km	366日	968.5回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	日田市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,798
交通不便地域等	62,657

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
62,657	日田市全体	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
日田市地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

### 【3】市内循環バスひたはしり号 A コースにおける利用者積み残しの対応について (資料 P.12～13)

日田市コミュニティバス「市内循環バスひたはしり号」Aコースについては、令和5年2月13日のダイヤ改正以降、積み残しの状況が発生したことにより、乗車できなかったお客様を輸送するための臨時的な措置としてタクシーによる運行対応を行ってきた。

また、令和5年5月1日からは、これまでの実績に基づき積み残しが発生する可能性の高い便として、1～4便(午前便)をポンチョ車両(25人乗り)での運行、5～10便(午後便)をハイエース車両(11人乗り)での運行とし、5便目以降に積み残しが発生した場合は、引き続きタクシーによる運行対応を行ってきたところである。

しかしながら、令和5年5月以降も積み残しは発生しており、5月の利用者状況を見ると、ハイエース車両で運行した場合1～9便において積み残し発生の可能性のある状況であったことから、抜本的な見直しとして、令和5年8月1日から、全便ポンチョでの運行に改めるもの。

また、ポンチョ車両では「長者原団地第一」停留所まで、運行することができないため、併せて、ルート・時刻表・停留所の見直しを行うもの。

#### 【運行の変更内容】

- 全便(1～10便)ポンチョ(25人乗り)による運行。
  - 「長者原団地第一」停留所の廃止。
  - 「長者原団地第一」から「長者原団地第二」停留所間の経路の廃止。
  - 「長者原団地第二」停留所の名称を「長者原団地」へ変更。
  - 時刻表から「長者原団地第一」を削除。
- ※「長者原団地第一」と「長者原団地第二」停留所の到着時刻は同じであるため、全体的な見直しは行わない。

#### 【令和5年度(R4.10.1～R5.9.30)日田市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更】

現在、国土交通省に提出し認定済みの「令和5年度日田市地域内フィーダー系統確保維持計画(R4.10.1～R5.9.30)」について、次ページ以降のとおり変更するもの。

P.15 ～ 22 参照。

## 生活交通確保維持改善計画の名称

日田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年度：R4.10～R5.9）

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

#### 1. 事業実施に至る背景

日田市では、JR九州の日田駅及び日田バスの日田バスターミナルが市外及び市内周辺部からの公共交通機関利用者の受入れ施設となっているが、市内中心部及び近郊の病院や商業施設に向かう公共交通機関が機能しておらず、タクシー又は徒歩で目的地へ行く市民が多かった。さらに市街地や近郊の住民も高齢化のために、徒歩や自転車での外出が困難となり、自動車の運転も危険が伴うとされてきた。

#### 2. 市内循環バス（市内中心部の運行）

市内の病院や商業施設への移動を目的とする高齢者が利用しやすいバスが必要であり、今後その需要は年を追うごとに高まることが明らかになってきた。そこで日田市では小型の低床バスにより、市内の主要施設に行くことができる「市内循環バス」を運行させることとした。

#### 3. 夜明循環線・杷木線・杷木循環線・大野線・五馬線・出野線（市街地周辺部の運行）

近年、国道386号線沿いに店舗が増えたが運行するバス路線が少ないため、運行を要望する多くの住民の声に応え新たに「夜明循環線」「杷木線」を設定した。なお、この路線は、市内循環バスが運行をしている区域の外を運行し、他の路線（市内循環バスを含む）と日田バスターミナルで接続しているため、市内中心部への利用の増加も見込める。また、杷木線の便数が少ないとの地元住民の要望で「杷木循環線」を運行させることとした。

「大野線」、「五馬線」、「出野線」については、利用者が減少傾向にあるものの、地域住民にとって市内中心部と山間部を結ぶ必要不可欠な路線である。平成26年度、地域協働推進事業計画について国から認定を受け、地域内フィーダー系統確保事業の補助要件の緩和により、「大野線」、「五馬線」、「出野線」の3路線を追加している。

#### 4. フィーダー系統路線の運行見直し

「杷木線」については、平成31年4月から、運行事業者の運転手不足に伴うダイヤ改正により、系統廃止を行った。（往復運行を廃止しダイヤの一部を循環運行として「杷木循環線」に統合した）

また、日田市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの維持確保を図るため、公共交通網の再編に向け、平成30年9月に「バス路線の見直し基準（平均乗車人数4.0人以下及び運行収支割合26%）」を設定し、平成31年1月から3月にかけて開催した「公共交通を創る地域座談会」において当該基準について住民に周知を行い、あわせてバスの利用促進を行ってきたところであるが、当該基準の判定期間であった平成31年4月から令和元年9月までの利用実績の結果、市内バス路線のうち7路線が基準を下回ったことから路線廃止の対象となり、このうち、フィーダー系統路線は、「夜明循環線」、「杷木循環線」、「出野線」が廃止対象となったものである。

なお、「大野線」については基準をクリアしたが、前津江地域の地理的状況を踏まえると、バス停までの移動を優先的に考慮すれば乗合デマンドタクシーの方が自宅付近までの送迎ができること、また、同地区の「出野線」も廃止対象となり乗合デマンドタクシーに移行することなどから、地域住民に対し乗合デマンドタクシーについて説明を行い、住民と協議を重ねた結果、「大野線」についても路線廃止とし、その代替として乗合デマンドタクシーを導入することとしたものである。

上記の結果、令和2年5月1日をもって、「夜明循環線」、「杷木循環線」、「大野線」、「出野線」を廃止することとしたものである。（令和2年度計画について、R2.3.16変更届提出済）

#### 5. 令和5年度における日田市のフィーダー系統路線

- (1) 市内循環バスAコース（右回り・左回り）日田～玉川町～日隈～石井～日田  
（右・左ともに13.0km）
- (2) 市内循環バスBコース（右回り・左回り）日田～田島町～若宮～隈町旅館街～高瀬～日田  
（右・左ともに13.0km）
- (3) 市内循環バスCコース（右回り・左回り）日田～豆田町～日田（右・左ともに15.5km）
- (4) 日田バス五馬線 日田～小迫～五馬入口 26.1km

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標 ※色付き網掛け部分が地域内フィーダー系統路線

【目標となる指標】市内循環バス等の年間輸送人員(人)(10月～9月ベース)	基準値 (R1)	現状値 (R4)	目標値		
			R5年度	R6年度	R7年度
市内循環バスAコース(右・左) ※変更前の「AコースとCコースの石井地区」を合体し、新たに長者原団地、聖陵岩里病院、中釣町、日隈公民館前に乗り入れするもの。	12,644	8,958 ※R1の70.8%	20,310	20,920	21,550
市内循環バスBコース(右・左) ※変更前の「Bコース」と「Cコースの高瀬地区」「隈町旅館街」を合体し、新たに五反田病院、若宮病院前、南元町、比佐津トンネル付近に乗り入れするもの。	17,641	13,446 ※R1の76.2%	25,110	25,870	26,650
市内循環バスCコース(右・左) ※変更前の「Dコース」。新たに日田駅北広場に乗り入れするもの。	29,194	29,343 ※R1の100.5%	31,340	32,280	33,250
市内循環バス合計 ※「基準値R1」及び「現状値R4」のかっこ内は変更前全コースの合計。	59,479 (85,499)	51,747 (71,783) ※R1の84.0% ※変更前Cコースの実績は20,036	76,760	79,070	81,450
夜明循環線 ※R2.4月末に系統廃止	1,682	-	-	-	-
杷木循環線 ※R2.4月末に系統廃止	1,070	-	-	-	-
杷木線 ※H31.3月末に系統廃止。R1.4月から杷木循環線に統合	496	-	-	-	-

- 令和5年度：(A、B、Cコース)年間輸送人員は、対R4年度比の107%を目指す。  
(合計)年間輸送人員は、対R4年度比の107%(対R1年度(コロナ前)比の89.8%)を目指す。
- 令和6年度：(A、B、Cコース)年間輸送人員は、対R5年度比の103%を目指す。  
(合計)年間輸送人員は、対R5年度比の103%(対R1年度(コロナ前)比の92.5%)を目指す。
- 令和7年度：(A、B、Cコース)年間輸送人員は、対R6年度比の103%を目指す。  
(合計)年間輸送人員は、対R6年度比の103%(対R1年度(コロナ前)比の95.3%)を目指す。

#### 【目標設定の理由】

市内循環バスひたはしり号は、令和5年2月のダイヤ改正で地域住民及び市内の一部病院からの乗り入れ要望に対応した大幅な運行ルート及び時刻表の見直しを行い、市街地におけるさらなる移動利便性の向上及び効率的・効果的な移動環境の構築に取り組むことから、今後の輸送人員についてはR5年度のダイヤ改正時に大幅増を見込み、結果的に、R7年度までの3年間でコロナ前の輸送人員の95%程度に回帰する目標を設定したものである。

(参考) 市内循環バス利用者数直近実績(R4.11月)の対R1年度同月比 91.1%

【目標となる指標】コミュニティバス（上記以外）の年間輸送人員（人）（10月～9月ベース）		基準値 (R1)	現状値 (R3)	目標値		
				R5年度	R6年度	R7年度
廃止代替バス	有田線※R2.4月末に系統廃止	2,174	-	-	-	-
	山手線※R2.4月末に系統廃止	1,228	-	-	-	-
福祉バス	堂尾線	836	555	752	752	752
	大鶴線	1,454	1,021	1,309	1,309	1,309
	高花線	412	440	440	440	440
	月出山線	685	538	617	617	617
	串川線	357	473	473	473	473
	尾当線	297	225	267	267	267
上・中津江デマンドバス		13,010	10,539	11,709	11,709	11,709
<p>○令和5年度：（福祉バス堂尾線、大鶴線、月出山線、尾当線）年間輸送人員は、対R1年度比の90%を目指す。 （福祉バス高花線、串川線）年間輸送人員は、現状値（R3）と同数を目指す。</p> <p>○令和6年度：年間輸送人員は、R5年度と同数を目指す。</p> <p>○令和7年度：年間輸送人員は、R5年度と同数を目指す。</p> <p>【目標設定の理由】 本市が令和3年3月に作成した「第2次日田市定住自立圏共生ビジョン」では、評価指標(KPI)として定めた市内公共交通年間利用者数について、R3～R5年度における目標値をR1年度実績の90%としている。 したがって、R5～R7年度の目標値について、福祉バス堂尾線、大鶴線、月出山線、尾当線についてはR1年度の90%と設定するもの。なお、福祉バス高花線、串川線については、R3年度実績においてR1年度実績の90%を上回ったことから、現状値と同数と設定するもの。 現在、コロナ禍においてコロナ以前の輸送人員水準への回帰は厳しい状況となっているが、可能な限り目標を上回るような取組を行っていきたい。 （参考）福祉バス利用者数合計値直近実績(R4.4月)の対R1年度同月比 67.7% 上・中津江デマンドバス利用者数合計値直近実績(R4.4月)の対R1年度同月比 83.5%</p>						
【目標となる指標】日田バスの年間輸送人員（人）（10月～9月ベース）		基準値 (R1)	現状値 (R3)	目標値		
				R5年度	R6年度	R7年度
杖立線		10,547	8,154	9,492	9,492	9,492
<b>五馬線</b>		<b>5,192</b>	<b>4,422</b>	<b>4,673</b>	<b>4,673</b>	<b>4,673</b>
大野線 ※R2.4月末に系統廃止		3,964	-	-	-	-
出野線 ※R2.4月末に系統廃止		1,378	-	-	-	-
小鹿田線		6,944	5,532	6,250	6,250	6,250
下藤山・皿山線		2,321	1,791	2,089	2,089	2,089
済生会線 ※R2.4月末に系統廃止		209	-	-	-	-
天瀬森町線		3,753	2,745	3,378	3,378	3,378
高塚森町線		15,896	11,527	14,306	14,306	14,306
高塚線（正月のみ運行）		53	28	48	48	48
<p>○令和5年度：年間輸送人員は、対R1年度比の90%を目指す。</p> <p>○令和6年度：年間輸送人員は、R5年度と同数を目指す。</p> <p>○令和7年度：年間輸送人員は、R5年度と同数を目指す。</p> <p>【目標設定の理由】 本市が令和3年3月に作成した「第2次日田市定住自立圏共生ビジョン」では、評価指標(KPI)として定めた市内公共交通年間利用者数について、R3～R5年度における目標値をR1年度実績の90%としている。 したがって、R5～R7年度の目標値はR1年度の90%と設定するもの。 現在、コロナ禍においてコロナ以前の輸送人員水準への回帰は厳しい状況となっているが、可能な限り目標を上回るような取組を行っていきたい （参考）日田バス路線利用者数合計値直近実績(R4.4月)の対R1年度同月比 83.0%</p>						

## (2) 事業の効果

### ・市内循環バス

低床バスを使い市内循環バスを運行することにより、市内中心部及び近郊の高齢者を中心とした交通弱者の交通手段を確保するとともに、周辺部住民の市街地への利用に対し、安価な交通手段を提供することができる。

さらに、病院、商業施設のほか老人福祉センター及び中央公民館などの公共的な交流施設を結ぶことにより高齢者の外出機会の増加につながる。

### ・五馬線

市内中心部と山間部を結ぶ、地域住民にとって必要不可欠な路線であり、国の補助を受けることで、高齢者を中心とした交通弱者の交通手段を確保することができる。

## 3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

### ① 効率的・効果的な交通網の充実、観光需要にも応じた運行ルートの再編（日田市、日田バス株）

・市街地を運行するバスは、市街地の潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討し、また、住居や公共施設等が集積したエリアなどに運行を限定するなど、効率的・効果的な移動環境を構築する。

・観光施設や宿泊施設と連携し、顧客のニーズを考慮した運行ルートを設定する。

### ② 全ての人にやさしい車両への更新（日田市、日田バス株）

・老朽化した車両を計画的に更新し、バリアフリーやワゴン車両の導入を促進する。

### ③ わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供（日田市、日田バス株）

・わかりやすく、使いやすい時刻表や交通マップを作成し、公共施設、医療施設、商業施設など待合スペースに配置する。

### ④ 公共交通の利用促進に向けた啓発活動（日田市、日田バス株、住民）

・市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行う。

（日田市地域公共交通網形成計画 P62、63 参照）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

### ① 予定している時刻・運行予定期間

対象路線の時刻表・運行日数等は別添参照。

### ② 運行事業者の決定の経緯

日田バス株式会社は、高速バスをはじめ、日田市の周辺部を走る路線バスの運行等も行っており、事業の安全かつ円滑な実施の面から、事業主体に適しているため。

### ③ 地域内フィーダー系統の補足

高速バスや日田市の周辺部を走る路線バス、各バス停までを結ぶ乗合タクシーとの接続にも考慮し、利便性の高い交通体系の構築に努める。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

### ・「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)について

日田市は、本事業のうち「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)の運行分について、日田バス株式会社との委託契約締結により、運行経費から運賃収入を差し引いた額を委託料として日田バスに支払うこととしている。

※本事業の国庫補助金は補助対象事業者の日田バスに交付されるが、当該補助金のうち「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)に係る分については、同社から日田市へ返還される。

・「表1」の運行系統・申請番号(7)について

日田市は、本事業のうち「表1」の運行系統・申請番号(7)の運行分について、日田バス株式会社からの補助金交付申請に基づき同社へ補助金を交付しているが、その額については、運行経費から運賃収入及び(7)に係る国庫補助金を差し引いた分としている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

日田バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成23年5月30日（平成23年度第1回） 協議会設立、事業内容について協議・承認。費用負担、計画全体について協議・承認。ネットワーク計画案の内容について大筋で合意。計画案を郵送にて送付・提案、承認を得ることで合意。
- ・平成23年6月17日（平成23年度第2回） ネットワーク計画(案)を送付・提案。6月24日までに全委員の承認を得た。
- ・平成23年10月31日（平成23年度第3回） 市内循環バスDコースの路線変更及び運行期間の変更について協議・承認。
- ・平成24年1月6日（平成23年度第4回） 市内循環バスDコースのダイヤについて郵送にて送付・提案。1月18日までに全委員の承認を得た。
- ・平成24年5月28日（平成24年度第1回） 平成24年度計画変更及び平成25年度計画について協議・承認。
- ・平成25年2月21日（平成24年度第2回） 平成25年度計画変更について協議、承認。
- ・平成25年6月27日（平成25年度第1回） 書面議決を行い、平成26年度の計画について承認。
- ・平成25年8月28日（平成25年度第2回） 平成26年度計画変更について協議・承認。
- ・平成26年5月12日（平成26年度第1回） 平成27年度計画認定申請について協議・承認。
- ・平成27年5月19日（平成27年度第1回） 平成27年度計画変更及び28年度計画認定申請について協議・承認。
- ・平成28年5月24日（平成28年度第1回） 平成28年度計画変更届について協議・承認。平成29年度計画認定申請について協議・承認。
- ・平成28年11月30日（平成28年度第2回） 平成29年度計画変更届について協議・承認。
- ・平成29年2月21日（平成28年度第3回） 平成29年度計画変更届について協議・承認
- ・平成29年3月15日（平成28年度第4回） 平成29年度計画変更届について再協議・承認
- ・平成29年5月30日（平成29年度第1回） 平成30年度計画認定申請について協議・承認。

- ・平成 29 年 8 月 4 日 (平成 29 年度第 2 回)
  - ・平成 29 年 8 月 25 日 (平成 29 年度第 3 回)
  - ・平成 29 年 11 月 27 日 (平成 29 年度第 4 回)
  - ・平成 30 年 2 月 8 日 (平成 29 年度第 5 回)
  - ・平成 30 年 3 月 7 日 (平成 29 年度第 6 回)
  - ・平成 30 年 3 月 27 日 (平成 29 年度第 7 回)
  
  - ・平成 30 年 6 月 1 日 (平成 30 年度第 1 回)
  
  - ・平成 30 年 8 月 9 日 (平成 30 年度第 2 回)
  - ・平成 30 年 9 月 26 日 (平成 30 年度第 3 回)
  
  - ・平成 31 年 2 月 19 日 (平成 30 年度第 4 回)
  - ・平成 31 年 4 月 12 日 (平成 31 年度第 1 回)
  - ・令和元年 5 月 29 日 (令和元年度第 2 回)
  - ・令和 2 年 1 月 27 日 (令和元年度第 3 回)
  - ・令和 2 年 2 月 19 日 (令和元年度第 4 回)
  - ・令和 2 年 7 月 27 日 (令和 2 年度第 1 回)
  - ・令和 3 年 1 月 18 日 (令和 2 年度第 2 回)
  - ・令和 3 年 6 月 24 日 (令和 3 年度第 1 回)
  
  - ・令和 4 年 1 月 12 日 (令和 3 年度第 2 回)
  - ・令和 4 年 6 月 29 日 (令和 4 年度第 1 回)
  - ・令和 4 年 11 月 2 日 (令和 4 年度第 2 回)
  - ・令和 4 年 12 月 19 日 (令和 4 年度第 3 回)
  - ・令和 5 年 4 月 14 日 (令和 5 年度第 1 回)
  - ・令和 5 年 6 月 28 日 (令和 5 年度第 2 回)
- 平成 29 年度協議会予算について協議・承認。  
平成 30 年度計画認定申請について再協議・承認。  
日田市地域公共交通網形成計画策定について協議。  
日田市地域公共交通網形成計画策定について協議。  
平成 30 年度計画変更届について書面協議・承認。  
日田市地域公共交通網形成計画策定について協議・承認。  
平成 30 年度計画変更届について協議・承認。平成 31 年度計画認定申請について協議・承認。  
平成 31 年度計画認定申請について再協議・承認。  
日田市地域公共交通網形成計画に基づくバス路線再編に係る見直し基準の設定について協議・承認  
平成 31 年度計画変更届について協議・承認。  
平成 31 年度計画変更届について協議・承認。  
令和 2 年度計画認定申請について協議・承認。  
平成 31 年度事業評価について書面協議・承認。  
令和 2 年度計画変更届について協議・承認。  
令和 3 年度計画認定申請について書面協議・承認  
令和 2 年度事業評価について書面協議・承認。  
令和 3 年度計画変更届について書面協議・承認。令  
和 4 年度計画認定申請について書面協議・承認  
令和 3 年度事業評価について書面協議・承認。  
令和 5 年度計画認定申請について協議・承認。  
日田市地域公共交通計画の策定進捗状況を報告。  
令和 5 年度計画変更届について協議・承認。  
令和 5 年度計画変更届について書面協議・承認。  
令和 5 年度計画変更届について協議・承認。

## 2 1. 利用者等の意見の反映状況

公共交通の利用者（特に高頻度利用者）を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となって移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それらを交通事業者と行政がサポートする体制を作る。（日田市地域公共交通網形成計画 P72 参照）また、利用者アンケートを実施するなどにより、市内循環バスの路線の見直しを検討する。なお、協議会には住民代表の委員が 2 名入っている。

## 2 2. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	大分県西部振興局地域創生部
関係市区町村	日田市企画振興部まちづくり推進課
交通事業者・交通施設管理者等	日田バス(株)、日田市タクシー協会 大分県日田土木事務所、日田警察署
地方運輸局	大分運輸支局
その他協議会が必要と認める者	住民代表、日田バスの運転者代表 学識経験者

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号  
(所 属) 日田市企画振興部まちづくり推進課  
(氏 名) 進 和宏  
(電 話) 0973-22-8356  
(e-mail) [susumu.kazuhiro10@city.hita.lg.jp](mailto:susumu.kazuhiro10@city.hita.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
日田市	日田バス(株)	(1) 市内循環バスAコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km .km	365日	1,825.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(2) 市内循環バスAコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km .km	365日	1,825.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(3) 市内循環バスBコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若宮・隈町旅館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km .km	365日	1,825.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(4) 市内循環バスBコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若宮・隈町旅館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km .km	365日	1,825.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(5) 市内循環バスCコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝日町・清岸寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km .km	365日	1,460.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(6) 市内循環バスCコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝日町・清岸寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km .km	365日	1,825.0回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(7) 五馬線	日田バスターミナル	小迫	五馬入口	往復 26.1km 26.1km	365日	989.5回		路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
						.km .km							
						.km .km							

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

#### 【4】大山地区乗合デマンドタクシーの実証実験について（資料P.14）

日田市地域公共交通計画に基づき、効率的・効果的な交通網の充実を図るため、大山地区内移動の利便性向上の一環として、大山地区においてデマンドタクシーの実証実験を行うもの。

##### ●乗合デマンドタクシーの新設路線

路線名	運行区域	運行日（回数）	備考
大山線	高取、加峯、吾々路、都築、上野、曾家、林、汗入場、スタ野	平日 行き 2 便 帰り 4 便	公共交通空白地域の対応 大山地区内移動の利便性向上

- ① 運行主体 日田市
- ② 運行形態 日田市が道路運送法第4条に基づく経営許可を受けたタクシー事業者に運行を委託。（※契約の相手方は日田市タクシー協会とする。）
- ③ 運行区域 別紙資料を参照。
- ④ 運行開始日 令和5年8月1日（火）
- ⑤ 運行台数 基本は小型タクシー1台とする。
- ⑥ 予約方法
  - ・利用する前日午後7時までに運行するタクシー会社に電話で予約。
  - ・タクシー会社は、予約の状況により、運行台数、運行のルートを決定。人数が多いときは2台目の運行やジャンボタクシーで運行。
- ⑦ 運賃 各地区からの距離を考慮し、一人1回（片道）100円～400円とする。

	高取	加峯	吾々路	都築	上野	曾家	林	汗入場	スタ野
中川原	100	100	100	200	300	400	400	300	400
鎌手	300	300	200	300	100	300	200	200	200

- ⑧ 委託料 委託料はタクシーのメーター金額から運賃を引いた額とする。
- ⑨ 運行の見直し 利用者、タクシー会社からの聞き取りを行い、運行の見直しを行うこともある。
- ⑩ 周知方法 関係自治会世帯へチラシを配布

※現在「座目木大山線」の運行対象区域となっている「加峯」「吾々路」地区については、今回「大山線」の運行対象区域に追加するため、「座目木大山線」の運行対象区域から外し、併せて、「座目木大山線」の名称を「座目木線」に改める。